

国立市議会議長 青木健様

## 健康保険証廃止とマイナンバーカードへの一本化の中止を求める陳情

### 陳情の趣旨

政府は、昨年6月7日の閣議決定でオンライン資格確認システムの原則義務化をうちだし、10月13日にはデジタル担当大臣が、2024年秋に保険証を原則廃止するとの方針を打ち出しました。

マイナンバーカードは「申請により、そのものにかかる個人番号カードを交付する」（番号法第16条）とあるとおり、交付を受けるかどうかは本人の任意と規定されていますが、従来の保険証を廃止しマイナンバーカードを原則とするとすれば、マイナンバーカードの取得を事実上強制するものになりかねません。

マイナンバーカードに対しては、個人情報保護への不安、つねに持ち歩くのは紛失が心配、盗難の危険などの声もあり、番号法の規定をみても申請は「任意」で、強制されるべきではありません。医療機関においても、専用機器導入の初期投資と維持費の負担の重さ、納入の遅れやシステムエラーの発生などが、実際に現場で起こり混乱が報じられています。

また、従来の保険証で診療を受けた場合にはマイナンバーカードで診療を受けた場合以上の割高な初診料・再診料が請求されるよう診療報酬を変更する方針のようですが、保険料を支払っている患者を保険証の形態（紙かプラスチックカードかマイナンバーカードか）によって区別・差別することはどう考えても理由がありません。

さらに、従来の保険証が廃止された場合、マイナンバーカードを取得していない人には資格証明書（有効期限20日）以外の新しい制度を創設すると国会で答弁されていますが、その内容はいまだ不明ですし、紛失などで再発行されるまでの間の方の資格確認の方法、適用される初診料・再診料などは、制度改正の内容が不明なままです。このまま「保険証の原則廃止」が一人歩きするのは拙速のそしりを免れません。

結局、マイナンバーカードを持たない人、持っても医療機関に提示できなかった人が公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度のもとで守られている国民の命と健康が脅かされるという危惧を強く感じます。

## 陳情事項

健康保険証原則廃止、マイナンバーカードへの一本化の方針を国立市議会として、国に対し中止し、強行しないよう意見書で求めて下さい。